

八王子市「保・幼・小連携の日」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの円滑な就学を支援するために市内の保育園、幼稚園、小学校等の教職員が交流する活動「保・幼・小連携の日」の実施に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)保・幼・小 市内の認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園及び幼稚園類似の教育施設並びに市立の小学校及び学童保育所をいう。
- (2)教職員 保・幼・小において、子どもの指導に当たる職員（管理職を含む）をいう。

(実施内容)

第3条 「保・幼・小連携の日」は、子どもの発達を見通した保育観・指導観について教職員が共通理解を深め、支援・指導の充実を図ること及び教職員が相互に園児・児童の情報を共有することで、子どもの円滑な就学を支援することを目的に、保・幼・小が連携して特定の日を設定、その日を中心に教職員が相互に交流し、意見交換を行うものとする。

- 2 「保・幼・小連携の日」をさらに推進するにあたって、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。
 - (1)教職員による相互参観
 - (2)教職員による相互職場体験
 - (3)園児・児童の交流
 - (4)保護者・地域との交流

(実施方法)

第4条 「保・幼・小連携の日」は、保・幼・小が小学校区ごとに連携して実施するものとする。

- 2 「保・幼・小連携の日」は、保・幼・小が児童館、子ども家庭支援センター、特別支援学校又は障害児療育機関等の子育て支援施設とも連携して実施することができるものとする。
- 3 「保・幼・小連携の日」の実施に際しては、『保・幼・小連携』実施計画書兼報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）を作成することにより、小学校区ごとで行う事項を明らかにし、教職員の共通理解を図るものとする。
- 4 前項における報告書は、計画策定時と実施完了時に必要事項を記入し、次条に定める庶務を処理する機関に提出するものとする。
- 5 「保・幼・小連携の日」は、毎年5月から10月までの間に実施するよう努めるものとする。

(庶務)

第5条 「保・幼・小連携の日」実施に当たっての庶務は、教育委員会事務局との連携のもと、子ども家庭部子どものしあわせ課において処理する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。